

おぼかりいたします。請願一号に於ける委員長報告は採択あります。本件は委員長報告物とあり決するに異議ありません。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村匡雄君) 二異議なしと認めます。さう請願一号は委員長報告のとおり採択と決定して下さい。

議長(田村匡雄君) 日程十四陳情第九号自動車用レパガススタンド建設反対陳情書を議題に供します。本件については総務委員会に審査を付託してありますので委員長から報告願います。

(十六番 加藤清一君登壇)

十六番(加藤清一君) 二指名によりまして陳情審査報告をいたします。

(陳情審査報告書朗読) 省略

は審査報告の概要につきまして申し上げておきます。本件につきましては当委員会にいたしましては託されて以来現地の視察等も行ない、討論を重ねました。地区住民の足並みも賛成あるいは反対ありで、熱意もほしい、道工

地帯としての周囲の環境施設の現状等を考へて危険の度合いは少ないものと判断され、委員会としては二に下採択の議を決定した次第でございます。おろしく審議のうえに決定下さるようお願いいたします。

議長(田村匡雄君) 二ゆくり委員長報告に於ける質疑を行ないます。

十一番(中田虎蔵君) 今の問題と関連がございますのでお伺いいたしますが、これは採択、片方は下採択と、本件については下採択と決定したようでございますが、地元住民のいゆる賛成、反対、意見の下統一と申し示すかやうな結果において云々というのと、事故発生に危険性が少ないという理由で下採択という結果に決めたわけでございますが、私は議会としてまた議員の道として考へる時にしかん採択、下採択としか結果は出ないこの陳情に於いてお願いたしたに二とは、危険があるとか、はいとかいう二とは、今の所は言えない、現実にはわれわれこれを扱っている者としていろいろ苦勞をされて、危険という二とはいつと二に発生するおそれはないわけ、危険に乏しいという二とはなくして住民の賛成反対、

チー、そのようは意味からも不採択としたわけでございます。
従います。この危険という面につきチーでは今後あくまでも危険防
止また事故防止につきチーでは委員各位とともにその事故防止や
安全設備について当然真剣に着いていかねばならぬと
存じます。既に当を得ない説明でございますが、一応答弁にかえ
させていただきます。

○十一番(中西虎蔵君) 非常に丁寧な説明ですが、さういふところ
ゆる報告された解釈において、ゆめゆめは正規な手続にあって
一歩は建設されてあるわけですが、反対者も今の段階において
十分に工事の予定とあり進んである以上、ゆめゆめ反対という
からもある程度了解していると解釈してよろしいでしょうか。

○十番(加藤清一君) 私もそのようは解釈でありますし、また委
員会としてもそのようは解釈が入っておりますものと思っております。

○議長(田村匡雄君) 他に質疑はございせんか、

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村匡雄君) 次に質疑を終結いたします。

おぼかりいたします。

陳情第九号に対する委員長報告は不
採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに、異議
ありませんか、

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村匡雄君) 異議なしと認めます。さう陳情第九号は委
員長報告のとおり不採択と決定いたします。

○議長(田村匡雄君) 日程第五議案、五十一号契約締結について教育
関係と議題に供します。事務局として議案の朗読をいたさせ
ます。

(青山議事係長朗読) 省略

○議長(田村匡雄君) 理事者から提案理由の説明を求めます。

(助役 森田幸造君登壇)

○助役(森田幸造君) お許しをいただきます。議案五十一号につ
きチーで説明を申し上げたいと存じます。本案は、新しい学校
の屋内運動場の新築工事につきチーでの新しく契約締結をいたし
ますために議会の同意をお願いするものでございまして、その契約

さし下した。下久保（即氏）、山岸、茂氏、有藤、博氏、世本、益天氏、細瀬晋一氏、杉野弘氏、山田正社氏以上七名のオ々に好し手して当時の表彰条例に基き手て功労賞を送りたいと存じ手して同条例に基き議会の議決を賜りたくご提案申し上げた次第でございます。よろしくご審議いただき下さり手てご決まりんことをお願い申しあげるものでござります。

議長（田村匡雄君） 二れより質疑を行ないます。

九番（大野行天君） 本表彰者に好して異議はござりませんが、この中で有藤、博さんが現在教育委員に就任されて、その議員と現在教育委員にほりれた関係は何んう関係はほりかという点だけお願いいたします。

助役（森田幸造君） お答をいたします。有藤、博さんに好し手ては四月二十九日にご退職にほりおられ手して、教育委員に就任され手てたのはその後でござりますし、かつ議員といたし手て本条例が表彰する対象にもほりおられ手ての、ご二ご一緒に表彰するのがよろうかろうと、この二とで表彰のご同意をお願い申し

あげた次第でございます。

議長（田村匡雄君） 他にありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（田村匡雄君） 二れにて質疑を終結いたします。

おほかりにいたします。議案オ五十九号は原案どおり決するにござります。

異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（田村匡雄君） 二異議なしと認めます。よろしく議案オ五十九号は

原案どおり可決いたし手てた。

議長（田村匡雄君） 日程オ七議案オ六十号福生町表彰条例に基きて一般表彰に付し議決に供します。事務局として議案の朗読

をいたさせます。

（青山議事係長朗読一省略）

議長（田村匡雄君） 理事者から提案理由の説明をお願いします。

（助役森田幸造君登壇）

助役（森田幸造君） 議案オ六十号福生町表彰条例に基き一般

表彰につき示し、その説明申し上げたいと存じます。

本案の对象とほそおります。社会福祉法人慈光会は、二年度の
とおり秋多町の山城祐尊氏から、園長として経営を託されておられ
る社会福祉法人でございしますが、以後保育事業の必要性を深
く認識されて、すまに東福保育園を当所におきまして、十二年
度末にわたる経営を託されておられるほか、新たに富士見台ある
いは弘美平の二社田舎等にも新しく保育園をおこされて、その経
営に当られておられ、そのお持ちの業績にたいして、当然の
表彰条例第三条の規定により、する一般表彰に該当いたしますの
で、同条例第六条の規定に基き、示して議会の同意をお願い申し上げ
る次第でございします。また田村半十郎氏につき、示しては、午後取
組の用件に当り、示してこの事業の重要性を深く認識をされ、
取組の立場でいたし、示して七百一、九二五円を、ご褒金賜り
した。その二行為にたいして、示して同じ当所の条例第三条の規定に
おき、一般表彰に該当いたしますので、本議会にご同意をお願い
申し上げる次第でございします。よろしくご審議のうえ、ご可

次のほどお願い申し上げます。

議長(田村匡雄君) これより質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村匡雄君) これにて質疑を終了いたします。

おわかりいたします。下、はい、議題とほそおり、示して議案

第六十号についで、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村匡雄君) ご異議なしと認めます。よろしく議案第六十号

についで、これに同意することと決定いたします。

議長(田村匡雄君) 日程第八條情第六十号非常勤講師に就する一時

全支給に関する要請書を議題に供します。

事務局長として要請書の朗読をいたします。

(島田謙会事務局長朗読) 省略

議長(田村匡雄君) 本要請書についで、ご意見が、あり、示して、ご願

いいたします。

三番(岩田 博君) 総務委員会には、記、慎重なるご審議を願

たりと思ひます。

議長（田村匡雄君） ほかにご意見ありませんか、

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（田村匡雄君） ニハにて意見を終結いたしです。陳情ナナ号に付ては総務委員会に付託し閉会中の継続審査とし詳細なるご審議を願うことにいたします。

議長（田村匡雄君） 日程九特定事件の継続調査に付ては議題に供します。お手もとに二配席のとおりやめやめ継続調査の要望がありますので閉会中の継続調査といたう下りと思ひますか、ニハに「異議あり」ませんか、

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（田村匡雄君） 「異議なし」と認めさう決定いたしました。

議長（田村匡雄君） 本日の日程は全部終了いたしました。

閉会を宣する前に議長からご挨拶を願います。

（議長 石川常太郎君登壇）

議長（石川常太郎君） 定例会の最終にあたりましてお評をいたしました。

福生新聞 議事録

下さりおれを申しあげます。本定例会におきまして大変長時間に

わたりました重要案件を慎重に審議をいた下さり、徳を二可次

いた下さりありがとうございます。今後ご議決いた下さり

たことからにつきまして真面目に執行に移して参りたく思ひます。

今議会は四時法あり一回の議会でありまして誠に意義深い議

会でございます。今日下りて誠に感謝無量でございます。

特に一般会計におきまして七億四千余円の大形の手算を編成

さ得ましたことは二軍におきまして福生市議会は四時法年月に

勇断を下されまして、その後絶たざるご協力をいたした賜ものに

ございます。改めて再びにおれ申しあげます。……私下り理事

者として現任まで受けまして二軍間の諒解あり受けまし

た物に両面の強固な基礎にたつまして、市の基礎造りと福祉向

上のために努力いたしたと存じます。何とぞより一層のご協力を

賜りますようお願いいたします。おれとご挨拶にかえさせていただきます。

議長（田村匡雄君） （拍手）

議長（田村匡雄君） ニハをもちまして昭和四十二年三月福生市議会の

決裁 区分	甲 乙 (丙)	文書 分類	發送・庁内・議案・令達	福議	収 第 18 号
保存	1 3 5 10 15 (永)	廃棄	年 月	F.No.	4620
取扱上 注意	至急 秘	添付 物	起案	43年 2月 8日	
浄書区分 タイプ 原・力		用 紙	決裁	年 月 日	
浄書 発 送 要 求	□ 孔 版 □ 手書複写 □ ペン書	□ 更 紙 □ 中質紙 □ 上質紙 □ タイプ紙 □ その他	施行	年 月 日	
	1 / 1 2	□ 普通 □ 速達 □ 書留 □ 繰展 □ 使送 □ 携行 □ その他	先方 文書	年 月 日付 第 号	
浄 書 照 合 公 印 施 行 機・管係長	發送 表示	作成	月 日迄	發送	2月 8日迄
	完了 表示	作成	月 日了	發送	月 日了
主 起 案 者 係	氏名	係 長 局 長 委員 長 副 議 長 議 長			
管 氏名	高橋智恵子				
あて先 発信者	藤原知事 美濃部亮吉	合 議	総務課長 収入役 助 役 町 長		
注意 事項	福生町議会事務局長 田村匡雄	文書係長			
件 名	公報録の送付について				
上記のことについて 別紙のように 照会 回答 報告 依頼 してよろしいか伺います。 申請 通知 決定 実施					

43.2. 8

別 紙

1. 昭和 42年 才 4回定例会 (12月 6日~20日)

定例会を中止し、
午前十時四十六分散会
昭和四十二年十月九日
署名議員
福生町議会議員
議員 議員 議員
田村 藤原 木森
次 田 秀 雄
性 男 雄 一 光



福生発第十八号

昭和四十二年 二月 八 日

東京都知事

美濃部亮吉 殿

福生町議会議長

田村匡雄

会議録の送付について

昭和四十二年 第四回福生町議会定例会の会議録の写を別紙のとおり作製いたしましたので、地方自治法第一二三条第三項の規定により送付いたします。

5

10

15

20

25

5

10

15

20

25×20=500

決裁区分	甲 乙 丙	文書分類	発送・庁内・議案・令達	福議	取第 19 号
保存	1 3 5 10 15 永	廃棄	年 月	F.No.	A 6.2.0
取扱上注意	至急 秘	添付物		起案	42 年 2 月 8 日
浄書区分	本 控 計	用紙	発送	決裁	年 月 日
☐ タイプ原・力 ☐ 孔版 ☐ 手書複写 ☐ ペン書	1 1 2	☐ 更紙 ☐ 中質紙 ☐ 上質紙 ☐ タイプ紙 ☐ その他	☐ 普通書留 ☐ 速達 ☐ 親展 ☒ 使送 ☐ 親展 ☐ 他	施行	年 月 日
要求				先方文書	年 月 日付 第 号
浄書照合公印施行機・管係長					年 月 日収受
主 起 案 者 係		係 長 局 長 委員 長 副 議 長 議 長			
管 氏 名	高橋智恵子				
あて先発信者	福生町長 石川常太郎	合 議	総務課長 収入役 助 役 町 長		
注意事項		文書係長			
件 名	会務録の送付について				
上記のことについて 別紙のように 照会 回答 報告 依頼 してよろしいか伺います。					
43.2. 8					

別 附

1. 昭和 42 年 才 4 回定例会 (12月6日~20日)